

県立あすなろの郷内 県有建物及び建物敷地  
使用許可に関する公募要綱

茨城県 福祉部障害福祉課

令和7年2月

## 公募の概要

茨城県水戸市杉崎町に存する県立あすなろの郷は、昭和 48 年に「県立コロニーあすなろ」として開所し、その後約半世紀にわたり知的障害者等の県立入所施設として、県民福祉の向上に努めてきたところである。

この間、平成 15 年には旧県立内原厚生園と統合し、その際に利用者を受け入れるため最大 160 名の入所定員とする新たな入所施設が建設され、現在のあすなろの郷の形となった。

その後、茨城県では開所当初（昭和 48 年）に建設した建物の老朽化・狭隘化を受けて、新規施設の建設を核とした、あすなろの郷の再編整備について検討を進め、官と民との役割分担の考えのもと、県においては手厚い職員配置が必要であるなどの理由で介護等支援給付費のみで運営を行う民間社会福祉法人では支援が難しい最重度の障害者支援を行うこととし、その役割を担う定員 250 名の新規施設の建設を行い、令和 7 年度内に供用開始（開所）することとしている。

一方、新規施設の開所に合わせ、現在県立あすなろの郷に入所している利用者のうち約 160 名については介護等支援給付費を基にした自主自立運営での支援が可能な状況であるところであるが、この約 160 名について、今後も適切な支援サービスを持続的に提供するには、民間社会福祉法人の有する支援スキルやノウハウ等を生かした運営に担って頂くことが必要であると判断した。

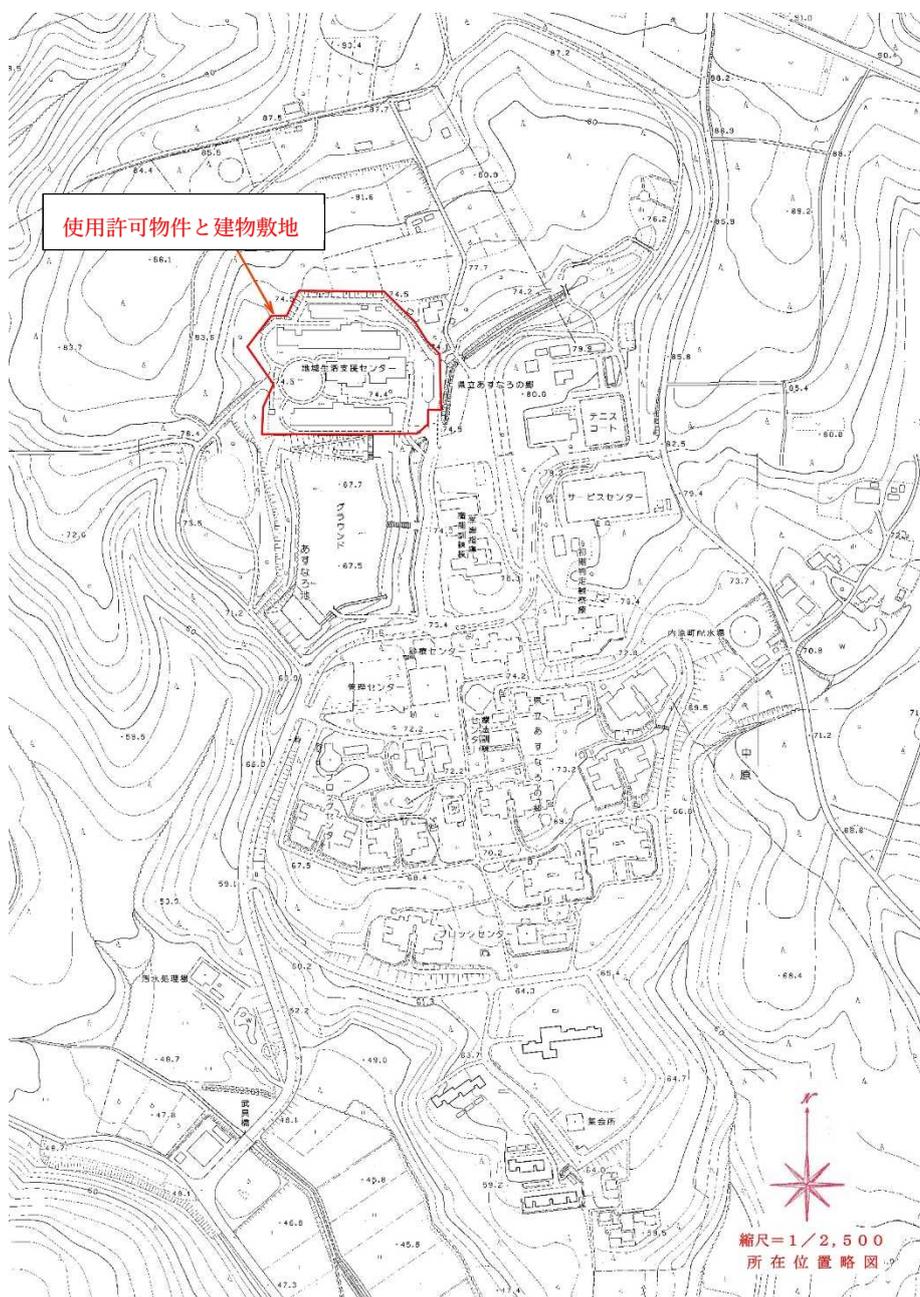
今回の公募は、平成 14 年に建設した既存施設を「障害者支援施設等」として長期的に活用する意向のある事業者を募り、質の高い障害福祉サービスの提供を通して、障害者福祉の向上を図るという観点から、公募型プロポーザル方式により使用許可事業者の選定を行うものである。

なお、選定においては、企画提案により審査し、最も相応しいと認められる事業者を使用許可者とする。

県立あすなろの郷位置図



使用許可建物・土地区域図



(建物詳細図面は参考資料参照)

使用許可建物・土地航空写真（平成14年撮影）



使用許可建物 施設概要

項目	
使用許可建物全体 (※)	(※)各棟の合計
所在地	茨城県水戸市杉崎町 1462 番地ほか 6 筆のうち
建築年月	平成 14 年 12 月
築後年数	22 年 (令和 7 年 1 月 1 日現在)
建物構造	鉄筋コンクリート造鋼板葺・陸屋根平屋建及び 2 階建
延床面積	5,793.08 m <sup>2</sup>
センター棟	事務室、旧地域生活支援センター等
所在地	茨城県水戸市杉崎町 1462 番地ほか 6 筆のうち
開設年月	平成 14 年 12 月
築後年数	22 年 (令和 7 年 1 月 1 日現在)
建物構造	鉄筋コンクリート造鋼板葺・陸屋根平屋建
床面積	1,080.41 m <sup>2</sup>
北棟	最大 80 名分の居室、支援員室等
所在地	茨城県水戸市杉崎町 1462 番地ほか 6 筆のうち
開設年月	平成 14 年 12 月
築後年数	22 年 (令和 7 年 1 月 1 日現在)
建物構造	鉄筋コンクリート造鋼板葺・陸屋根 2 階建
床面積	2,661.03 m <sup>2</sup>
南棟	最大 80 名分の居室、支援員室等
所在地	茨城県水戸市杉崎町 1462 番地ほか 6 筆のうち
開設年月	平成 14 年 12 月
築後年数	22 年 (令和 7 年 1 月 1 日現在)
建物構造	鉄筋コンクリート造鋼板葺・陸屋根 2 階建
床面積	2,051.64 m <sup>2</sup>

## 県立あすなろの郷内県有建物及び建物敷地の使用許可に関する公募要綱

### 1 目的

この要綱は、県立あすなろの郷内の県有建物（平成 14 年築の建物：センター棟・北棟・南棟）（以下「建物」という。）並びに建物敷地（以下「土地」という。）を、引き続き障害者支援施設及び障害福祉サービス事業等での長期的な利活用を前提として民間社会福祉法人に使用許可をするため、茨城県公有財産事務取扱規則（昭和 39 年茨城県規則第 21 号）に定めるもののほか、申込、使用許可事業者の決定及び使用許可条件等について必要な事項を定めるものである。

なお、使用許可事業者の決定においては、提案者からのプロポーザル（企画提案）に基づき総合的に審査し、事業者を決定し使用許可を行う。

### 2 公募要綱等の構成

本公募要綱は、以下の（１）～（２）までの資料により構成される。

- （１） 県立あすなろの郷内 県有建物及び建物敷地の使用許可に関する公募要綱（以下「公募要綱」という。）
- （２） 図面、写真等の参考資料（以下「参考資料」という。）

### 3 本公募における対象資産の概要及び使用料等

本公募により使用許可を予定する資産の概要等は以下のとおりである。

- （１） 使用許可対象資産（別資料「参考資料」参照）
  - ・センター棟：鉄筋コンクリート造鋼板葺・陸屋根平屋建（平成 14 年 12 月竣工）
  - ・北棟：鉄筋コンクリート造鋼板葺・陸屋根 2 階建（平成 14 年 12 月竣工）
  - ・南棟：鉄筋コンクリート造鋼板葺・陸屋根 2 階建（平成 14 年 12 月竣工）
  - ・土地（上記建物底地）
- （２） 公有財産台帳価格（令和 7 年 1 月 1 日時点）（※注 1）
  - 建物：1,057,273,800 円
  - 土地：44,637,500 円（@3,571 円/㎡、12,500 ㎡）（※注 1）

台帳価格は 3 年毎に改定され、令和 7 年 3 月 31 日に次回改定が予定されている。
- （３） 年間使用料
  - 原則として（※注 2）、公有財産台帳価格の建物 7.7%、土地 4% を乗じて算出した金額
  - （参考）令和 7 年 1 月 1 日時点の試算額：約 8,320 万円
  - （※注 2）茨城県行政財産の使用料徴収条例（昭和 39 年茨城県条例第 8 号）等に基づき、使用料の減免申請を行うことは可能であるが、減免上限を 4 分の 3 の減免とする。

(4) 施設備品等

現在使用しているベッド(※注3)やテーブル等の備品については継続して使用することができるが、更新や修理、廃棄する場合の各種費用等については使用許可を受けた事業者の負担、責任において実施すること。なお、県備品を廃棄する場合には事前に県に報告すること。

(※注3) 電動ベッド40台分について令和7年度末まで7か月分リース代金の残債があるため、継続して使用する場合は、使用許可を受けた法人においてリース料を支払う必要があり、リース終了後は無償で継続使用可能となる。

(月144,540円×7か月=1,011,780円)

(5) 使用許可予定日

令和7年9月1日(予定)

- ・県立あすなろの郷新規施設(セーフティネット棟)への利用者の移転状況等により変更となる場合がある。
- ・使用許可対象建物及び敷地の引渡しは、引渡し時点における現状有姿によるものとする。

#### 4 使用許可の条件

(1) 現入所者の受入れ

現在、県立あすなろの郷に入所している利用者のうち、新たな県立施設(セーフティネット棟)の入所対象とならなかった方のうち、入所を希望する利用者について受入れを行うこと。

(参考) 令和7年1月14日時点の対象者

人数:148名(男:80名、女68名)

平均年齢:55.8歳(男:52.8歳、女:59.3歳)

障害程度

障害者支援区分	性別	人数
6	男	59
	女	54
	小計	113
5	男	19
	女	12
	小計	31
4	男	2
	女	2
	小計	4

重度加算対象者

- ・重度加算Ⅱ(区分6以上):男43名、女:28名、全体71名
- ・重度加算Ⅲ(区分4以上):男13名、女:8名、全体:21名

(2) 使用用途

障害者支援施設として使用すること。

その他、障害者支援施設の用に供しない事務室等その他部分については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）（以下「障害者総合支援法」という。）に定める障害福祉サービス事業をはじめとする、社会福祉事業の用に供すること。

建物を社会福祉事業以外に供する場合は、事前に茨城県と協議のうえ、県が承認した場合に限り当該用途に使用可能とする。

(3) 転貸の禁止

建物・土地について転貸は原則として認めない。

(4) 修繕費用の借主負担

使用許可を受けた建物について、修繕の必要性が生じた場合は規模の大小に関わらず使用許可を受けた事業者が全額を負担すること。

(5) 指定障害福祉サービス事業にかかる申請

障害者総合支援法にもとづく障害者支援施設を始めとする障害福祉サービス事業の指定申請については、使用許可を受ける事業者が自ら指定権者である水戸市と協議のうえ新規に指定を受けること。

県は指定申請に対し、図面の提供等の協力は行うが新規指定を受けられなかった場合の責任は負わない。

(6) 独立採算での事業運営

使用許可を受けた法人において、独立採算で事業運営を行うこと。

県は事業運営に対し人的・金銭的補助は一切行わない。

(7) 光熱水費等の負担

使用許可施設にかかる県立あすなろの郷と区分可能な光熱水費等については、使用許可を受けた事業者が支払うこと。

その他、県立あすなろの郷と共通でかかる費用については、県において施設定員や建物面積など負担割合を求めるにあたり妥当な方法で設定する按分割合に基づき計算した費用を別途県に納付すること。

(8) 県立あすなろの郷構内道路の使用

使用許可した施設に出入りに必要な、県立あすなろの郷構内道路について通行を許可する。

(9) 県立あすなろの郷と混同しかねない施設名称の使用の禁止

使用許可した施設の名称について、県民及び施設利用者等が県立あすなろの郷と誤認しかねない名称を使用しないこと。

(10) 使用許可の設定期間及び更新

使用許可の設定期間は1年とし、使用許可を受けた事業者の希望により更新する

ことが出来る。

ただし、建物の建替えは行わないため、概ね30年間程度を最長の使用許可期間とする。

#### 4 公募参加資格

本公募に参加する資格を有する者は、公募要綱等、茨城県が提示した一切の資料において定める全ての条件の遵守を確保するとともに、障害者支援施設の運営を自ら遂行できる能力を有する社会福祉法人とする。

##### (1) 応募資格について

###### ア 法人格

社会福祉法人であること。

###### イ 運営実績

公募申込み時点において、障害者総合支援法に基づく、5年以上の障害者支援施設の運営実績を有すること。

###### ウ 過去の処分

公募申込みの時点において、過去5年間の間に障害者総合支援法に基づく行政処分を受けていないこと。

###### エ 会社更生法、民事再生法等による更生又は再生手続きを開始し、若しくは開始しようとしていないこと。

###### オ 社会福祉法人の役員が、茨城県暴力団員排除条例（平成22年条例第36号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団員又は暴力関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

###### カ 社会福祉法人は、法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと。

###### キ 社会福祉法人の役員に次のいずれかに該当する者がいないこと

###### ① 破産者

###### ② 禁錮以上の刑に処されている者

###### ク その他茨城県知事が不適切と認める者でないこと。

#### 5 公募要綱等に関する現地説明会兼現地見学会の開催

茨城県は、公募要綱等に関する現地説明会兼現地見学会（以下「説明会等」という。）を以下のとおり開催する。

##### (1) 開催日時

令和7年2月28日（金）13時30分から

##### (2) 開催場所

茨城県水戸市杉崎町1460番地

県立あすなろの郷 新棟 会議室

### (3) 申込方法

本公募への参加意欲のある法人であって、説明会等への参加を希望する場合は、参加申込書（様式7）を令和7年2月25日（火）17時までに下記14に記載の電子メールアドレス宛に送信すること。（送信後、必ず電話により届いていることを確認すること。）

### (4) 留意事項

参加者は、1法人5名以内とする。また、説明会等において質問することも可能ではあるが、説明会等において確認したい質問が事前にある場合については、14に定める電子メールアドレスに2月25日（火）の17時までに質問書（様式6）を提出するものとする。

（事前に提出が無く、説明会当日に行った質問については後日の回答となる場合がある。また、質問書を送信した場合は、必ず電話により届いていることを確認すること。）

## 6 本公募に係る質問事項

茨城県は、公募要綱等に従い質問の回答を行う。

5に定めた説明会の前に提出する質問のほか、公募要綱等に関する質問を希望する者は質問書（様式6）に質問の内容を簡潔に記入し、受付期間内に電子メールにより、14に定める電子メールアドレス宛に送信するものとする。（送信後、必ず電話により届いていることを確認すること。）

なお、その他の方法（持参、郵送又は宅配便による書類の提出、口頭、電話等）による質問は受け付けない。

### (1) 受付期日

令和7年4月8日（火）17時まで（必着）

### (2) 回答の期日

原則として質問を受けた日から1週間以内に回答する予定である。

ただし、5に定める説明会等前に提出のあった質問については、説明会等で回答する。

## 7 企画提案書類等の提出及び作成について

使用許可を希望する者（以下「申請者」という。）は、(2)に定める提出書類を下記(1)の期限内に提出すること。

提出期間内に企画提案書類を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、審査の対象から除外する。

### (1) 提出期間

令和7年4月16日（水）17時（必着）

### (2) 提出書類

- ① 使用許可公募参加申請書（様式1）

- ② 事業計画書（実施する事業内容、運営方針、職員配置（または雇用）計画を必ず記載すること）
- ③ その他事業内容の補足資料（任意）
- ④ 収支計画書（様式3）（①の事業の収支見込を記載すること）
- ⑤ 法人登記簿（写し可とする）
- ⑥ 法人概要（様式4）（実施している障害福祉サービス事業及び運営実績について記載すること）
- ⑦ 法人定款
- ⑧ 令和5年度末時点の法人の収支決算書及び財務諸表
- ⑨ 役員名簿および役員経歴書
- ⑩ 滞納が無いことの証明書（法人で収益事業を実施していない場合は省略可能）（法人税、消費税及び地方消費税、事業所所在地の都道府県税及び市町村税など）
- ⑪ 使用許可公募応募資格誓約書（様式5）

(3) 提出先

下記14に示す事務局

(4) 提出方法

正本1部、副本8部を事務局宛に持参または郵送（提出期限内必着の書留郵便に限る）により提出すること。

(5) 留意事項

- ・提出された事業計画書等により、書類審査を行った後、通過者についてのみプロポーザル審査（プレゼンテーション）を実施する。  
書類審査の結果については、審査終了後速やかに文書で通知する。
- ・申請書類の提出後の修正、差し替え、再提出は認めない。  
（ただし、この規定は審査過程における企画提案書類の記載内容の明確化を目的として、茨城県が応募者に対して企画提案書類の修正指示を行うことを妨げるものではない。）
- ・提出書類については、返却しない。
- ・申請書類及び関係書類は、必要に応じて、外部に開示される場合がある。また、茨城県情報公開条例第6条第1項の規定に基づく開示請求がなされたときは、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、本公募の審査期間中は、同条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- ・申請書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 8 プロポーザルの審査方法及び結果通知

(1) 審査方法

審査は茨城県が別途設置する選定委員会が行う。なお、選定委員会を構成する委員は非公表とする。選定委員会は、選定基準に基づき申請書類及びプレゼンテーション

の審査を行い、審査参加者の得点及び順位を決定し、第1位の申請参加者を指定許可事業者として選定する。

ア プレゼンテーションの開催日

令和7年4月下旬（日時・場所、集合場所等については、申請書類を提出した応募者等に対して、事務局より連絡する。）

(2) プレゼンテーションの留意事項

- ・プレゼンテーションへの参加者数は5名までとする。出席者については、事前に14に示す事務局宛に報告すること。（任意様式）
- ・説明時間は60分以内とする。
- ・申請者自ら説明することとし、その際の説明内容は、原則として提出された申請書類の範囲にとどめることとする。

(3) 結果の通知等

公募に参加した法人に対して、結果を通知する。

なお、審査結果に対する異議は受け付けないが、不採用通知を受けた者は通知を受けた日から起算して5平日以内に書面により、説明を求めることができる。

（平日とは、茨城県の休日を守る条例（平成元年条例第7号）第1条に掲げる茨城県の休日以外の日をいう。）

## 9 選定基準

① 使用許可施設での事業計画において、質の高い重度障害者の支援を行えること。	障害者支援サービスの提供実績が十分か。 (配点10点)
	法人や施設の運営方針が、利用者本位なものであるか。 (配点10点)
	重度障害者の支援に必要な人員数が確保される見通しがあるか。 (配点10点)
	重度障害者の支援に必要な相当の支援の経験やスキルを備えた職員を確保出来る見通しがあるか。 (配点20点)
② 継続して安定的に施設運営が行えること。	収支計画書は妥当か。 (事業継続が困難な計画となっていないか) (配点20点)
	安定的な経営基盤を有しているか。 (他の社会福祉事業の実施や繰越金の保持など) (配点10点)

③ 計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	障害者支援施設の運営に必要な相当の管理実績を有しているか。 (配点10点)
	公有財産使用料を支払える能力があるか。 (配点10点)

## 10 申請の無効

次のいずれかに該当する場合、申請を無効とし、審査の対象から除外する。

- (1) 参加資格がない者が提案したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- (3) 提出書類が不足しているとき。
- (4) 提出書類が公募要綱に従って記載されていないとき。
- (5) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
- (6) 応募手続きにおいて不正な行為があったとき。
- (7) その他公募に関する条件に違反したとき。

## 11 使用許可の解除

次のいずれかに該当することとなった場合、茨城県は使用許可を解除できるものとする。

- (1) 本公募に際して提出した書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。
- (2) 使用許可の条件が実行されなかったとき。

## 12 その他留意事項

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (2) 利用者支援の引継ぎを行う場合には、業務が円滑に引き継がれるよう協力すること。
- (3) 引継ぎ期間にかかる人件費をはじめとする諸経費については、使用許可を受けた者が負担すること。

## 13 公募後のスケジュール

公募開始後、使用許可に至るまでのスケジュールは概ね以下のとおりである。なお、以降の配布期間や受付期間は平日の8時30分から17時のみとし、それ以外の日は除外されるものとする。(平日とは、茨城県の休日を定める条例(平成元年条例第7号)第1条に掲げる茨城県の休日以外の日をいう。)

時期	内容
令和7年2月17日	公募開始日
令和7年2月17日～ 令和7年2月25日	現地説明会兼見学会参加申込書、事前質問書提出期間
令和7年2月28日	公募要綱等に関する現地説明会兼見学会

令和7年4月8日	質問受付締切
令和7年4月16日	使用許可公募参加申請書受付期限
令和7年4月下旬頃	プレゼンテーション
令和7年4月下旬頃	使用許可法人の決定
令和7年5月初旬 ～令和7年8月下旬	現指定管理者との引き継ぎ等
令和7年9月1日	使用許可予定日（障害者支援施設開所日）

#### 14 事務局

本公募の事務を担当する事務局は以下のとおりとする。

（事務局） 茨城県福祉部障害福祉課 企画グループ あすなろの郷担当  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 （県庁舎 13 階）  
電話：029-301-3357  
電子メールアドレス：shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp

(様式1)

使用許可公募参加申請書

年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

申請者	所在地	
	名称	
	代表者の氏名	印
	電話番号	

茨城県立あすなろの郷内の平成14年築の建物及び当該建物の敷地(土地)の使用許可にかかる公募に参加したいので必要書面を添付のうえ申請します。

## (様式2) 事業計画書

任意の様式(「様式2」事業計画書と記載する)としますが、下記事項について記載して下さい。

### 1 実施する障害福祉サービス等の事業内容

(指定障害者支援施設の定員のほか、他の事業を実施する場合は実施する指定障害福祉サービス事業の種類や利用定員など事業計画の内容を記載すること)

### 2 施設の運営方針

利用者(障害者)の処遇の基本方針のほか、施設の運営にあたっての方針などを記載下さい

### 3 人員配置計画

指定を受ける事業ごとに、配置予定の職種別職員(医師、看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員、サービス管理責任者、管理者等)数(常勤換算)と、配置予定の支援員1人あたりの利用者数(例:2対1、3対1など)を記載すること。

また、県立あすなろの郷から受け入れ予定の利用者については、重度加算の対象者が多いことから、重度障害者支援加算の算定の対象となる職員や介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士等の専門職の配置予定がある場合は、当該職員の内訳や数を別途記載すること。なお、勤務表を添付する必要はない。

### 4 その他自由記載

(様式3)

収支計画書

令和8年度(※1)の収支計画書

(※1) 使用許可は令和7年9月からを予定しておりますが、予定入所者数等を満たした後の1年間の収支を想定して下さい。

(※2) 実施する事業に合わせ、枠の追加や削除して下さい。

- ・区分についても算定可能な区分とするなど適宜修正可能です。
- ・積算内訳について、枠に入らない場合は別紙とすることができます。

【収入の部】(※2)

(単位：千円)

区 分		金 額	積算内訳
財 源 内 訳	介護給付費 ・生活介護事業 ・施設入所支援 ・短期入所		
	地域生活支援事業費 ・日中一時支援		
	その他収入 ・ ・ ・		
利用料等収入合計			

【支出の部】(※2)

(単位：千円)

区 分	金 額	積算内訳
人件費		
光熱水費		
事業費(光熱水費除く)		
事務費		
公有財産使用料		
その他支出		
支出合計		

【収支差額】(※2)

(単位：千円)

収支差額	金 額	

(様式4)

社会福祉法人の概要に関する書類

ふりがな 社会福祉法人の名称						
理事長名						
法人の所在地	〒					
	電話 番号		F A X		メールアド レス	
認可年月日						
沿革						
基本財産						
職員数						
障害福祉サービス事業 等の運営実績						
事業指定 (種別、指定番号)						
申請に関する担当者名	役職・ 氏名		所属			
	電話番号		F A X		メールアドレス	

※ 法人概要等がある場合は添付してください。

※ 欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

(様式第5)

令和7年 月 日

使用許可公募応募資格誓約書  
(県立あすなろの郷内 建物及び敷地にかかる使用許可)

茨城県知事 大井川 和彦 殿

〒

住 所

名 称

代表者職氏名

印

県立あすなろの郷内県有建物及び建物敷地の使用許可に関する公募の応募申請にあたり、公募要綱の記載内容を承諾し、下記の応募資格を全て満たしていることを誓約します。

記

- (1) 社会福祉法人であること。
- (2) 公募申込時点において、障害者総合支援法に基づく、5年以上の障害者支援施設の運営実績を有すること。
- (3) 公募申込時点において、過去5年間の間に障害者総合支援法に基づく行政処分を受けていないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等による更生又は再生手続きを開始し、若しくは開始しようとしていないこと。
- (5) 社会福祉法人の役員が、茨城県暴力団員排除条例（平成22年条例第36号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団員又は暴力関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (6) 社会福祉法人は、法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと。
- (7) 社会福祉法人の役員に破産者または禁錮以上の刑に処されている者がいないこと

(様式6)

指定管理者指定申請に係る質問書

茨城県

保健福祉部障害福祉課 宛

茨城県水戸市笠原町978番6

メールアドレス：

令和7年 月 日

社会福祉法人名				
質問者	役職・氏名		所属	
	連絡先	電話番号： FAX番号： メールアドレス：		
質問内容				

(様式7)

あすなろの郷内 現地説明会兼見学会参加申込書

茨城県

保健福祉部障害福祉課 宛

茨城県水戸市笠原町978番6

メールアドレス：

令和7年 月 日

次のとおり、令和7年 月 日開催の現地説明会・見学会への参加を申し込みます。

法人の名称				
法人の所在地				
連絡先	担当者名			
	電話番号			
	F A X 番号			
	メールアドレス			
参加者 (5名以内)	役職		氏名	
	役職		氏名	